

訴訟の提起について（福祉局関係）

次のとおり大阪市新型コロナウイルス感染症患者受入病床協力金請求事件の控訴を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
<p>1 控 訴 人 大阪市 被控訴人 医療法人友愛 会（社団）</p> <p>2 大阪高等裁判所 大阪市新型コロナウイルス 感染症患者受入病床協 力金請求控訴事件</p>	<p>本市は、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるための病床の設置及び運用をした被控訴人から、本市要綱に基づく当該病床の設置等に係る協力金（以下「本件協力金」という。）の交付を請求されたが、被控訴人に対して金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を有していたため、これを自働債権とし、被控訴人の本市に対する本件協力金の請求権を受働債権として相殺（以下「本件相殺」という。）をした。</p> <p>これに対し、被控訴人は、本件相殺は民事再生法に反するもので無効である等として、本市に対し、本件協力金金180,000,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した。</p> <p>令和4年10月28日に、本市に対し金90,000,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる旨の判決があり、同判決に不服があるので控訴を提起するものである。</p>

令和4年11月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

大阪市新型コロナウイルス感染症患者受入病床協力金請求事件の控訴を提起するため、この案を提出する次第である。